

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成26年9月4日(2014.9.4)

【公開番号】特開2013-43794(P2013-43794A)

【公開日】平成25年3月4日(2013.3.4)

【年通号数】公開・登録公報2013-011

【出願番号】特願2011-181612(P2011-181612)

【国際特許分類】

C 01 B 37/08 (2006.01)

【F I】

C 01 B 37/08

【手続補正書】

【提出日】平成26年7月17日(2014.7.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

実験式($S_i a A_1 b P_c M_d O_2$)

(式中、Mはマグネシウムであり、aは0.05～0.17であり、bは0.45～0.55であり、cは0.33～0.45であり、dは0.001～0.030であり、 $a + b + c + d = 1$ である)により表され、平均一次粒子径が60nm以下であるシリコアルミノリン酸塩モレキュラーシーブ。

【請求項2】

C H A型である、請求項1に記載のシリコアルミノリン酸塩モレキュラーシーブ。

【請求項3】

(i)ケイ素源と、(ii)アルミニウム源と、(iii)リン源と、(iv)構造規定剤と、(v)アルミニウム源1モルに対して0.001～0.1モルの無機又は有機のマグネシウム塩とを含む混合物を水熱処理することを含む方法により得られる、請求項1又は2に記載のシリコアルミノリン酸塩モレキュラーシーブ。

【請求項4】

構造規定剤が第四級アンモニウム化合物である、請求項3に記載のシリコアルミノリン酸塩モレキュラーシーブ。

【請求項5】

マグネシウムを除去する工程をさらに含む方法により得られる、請求項3又は4に記載のシリコアルミノリン酸塩モレキュラーシーブ。